

三重県リサイクル製品利用推進条例の一部を改正する条例案新旧対照表(案)
 ○ 三重県リサイクル製品利用推進条例(平成十三年三重県条例第四十六号)

(傍線部は改正部分)

改正案

現行

(定義)

(定義)

第二条 この条例において「リサイクル製品」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源又は同条第五項に規定する再生部品(

第二条 この条例において「リサイクル製品」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源又は同条第五項に規定する再生部品(規則

以下「再生資源等」という。)を利用することにより、生産又は加工(以下「生産等」という。)をされる製品をいう。ただし、次に掲げるものを利用することにより、生産等をされるものを除く。

以下「再生資源等」という。)を利用することにより、生産又は加工(以下「生産等」という。)をされる製品をいう。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第三項に規定する特別管理一般廃棄物又は同条第五項に規定する特別管理産業廃棄物

二 規則で定める方法により測定されたその空間放射線量率の値が〇・一四マイクログレイ毎時を超えるもの

(三重県リサイクル製品認定委員)

(三重県リサイクル製品認定委員)

第七条 知事は、前条第一項の認定(以下「製品認定」という。)に当たっては、リサイクル製品の生産等又は流通、環境の保全その他リサイクル製品の利用推進に係る学識経験を有する者のうちか

第七条 知事は、前条第一項の認定(以下「製品認定」という。)に当たっては、リサイクル製品の生産等又は流通、環境の保全その他リサイクル製品の利用推進に係る学識経験を有する者のうちか

ら三重県リサイクル製品認定委員(以下この条において「認定委員」という。)を任命し、その意見を聴くものとする。

2 知事は、第九条第一項の認定、第十条第二項の取消し、第十二条第二項の通知又は第十三条の是正若しくは改善の勧告に当たつて必要があると認めるときは、認定委員の意見を聴くことができる。

3 (略)

4 前三項に定めるもののほか、認定委員の任期その他必要な事項は、規則で定める。

(県の調査等)
第十五条 (略)

2・3 (略)

ら三重県リサイクル製品認定委員(次項及び第三項において「認定委員」という。)を任命し、その意見を聴くものとする。

(新設)

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、認定委員の任期その他必要な事項は、規則で定める。

(県の調査業務等)
第十五条 (略)

2・3 (略)